

吉野小学校及び吉野北小学校の跡地利活用に関するサウンディング調査 実施要領

1. 調査の目的

吉野町では、平成30年11月に策定した「吉野町小中一貫教育基本方針」に基づき、現在、小中一貫教育校開校に向けた準備を進めています。また、それによって町内の吉野小学校及び吉野北小学校は廃校となるため、その利活用の方向性を検討しています。

本調査は、吉野小学校及び吉野北小学校の2校の学校跡地の活用方法等について、民間事業者の方々に幅広くご意見をお聞かせいただき、事業実施に向けた利活用方針の検討の参考とするものです。

つきましては、吉野小学校及び吉野北小学校の学校跡地の利活用に関して、ご意見等をお聞かせいただきたく、本調査へのご協力をお願い申し上げます。

2. 対象用地及び施設の概要

「参考資料1」及び「参考資料2」をご参照ください。

3. 調査の実施

(1) 調査対象

本調査の対象者は、当該事業の実施主体となり得る法人又は法人のグループとします。

(2) 調査方法

「アンケート調査票」へ回答をご記入いただき、E-mailにて「6. 問い合わせ先（宛先）」に記載のメールアドレスまでご送付ください。

(3) オンライン説明会

「(4) 調査スケジュール」に記載の日程により、本調査に関するオンライン説明会を実施します。オンライン説明会への参加を希望される民間事業者は、「オンライン説明会参加申込書」に必要事項をご記入いただき、E-mailにて「6. 問い合わせ先（宛先）」に記載のメールアドレスまでご送付ください。オンライン説明会の実施方法等は別途ご連絡いたします。

※オンライン説明会の実施はZOOMを用いたWEB形式とすることを想定しています。

(4) 調査スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和3年7月15日(木)
オンライン説明会 参加受付期間	令和3年7月15日(木)～7月27日(火)
オンライン説明会の実施(町長による説明)	令和3年7月28日(水)
アンケート調査票の提出期間	令和3年7月15日(木)～8月13日(金)

(5) 追加のヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、今後、ヒアリング調査へのご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

4. 留意事項

(1) 法令上の制限

アンケート調査票への回答は、原則として都市計画法や建築基準法等の法令上の制限を踏まえたものとしてください。

(2) 調査結果の取り扱い

本調査へのご協力は、今後の事業者公募等における優位性を持つものではありません。また、いただいた回答は、学校跡地の利活用方針や公募条件等に反映される場合があります。

なお、本調査の結果は、回答者が特定されないよう統計的に処理し、民間事業者のノウハウに関わる内容等を伏せたうえで、町のホームページなどで公表する場合があります。

(3) 費用負担

本調査へのご協力による謝金等はありません。

5. 付属資料

- ・アンケート調査票(吉野小学校及び吉野北小学校の学校跡地の利活用について)
- ・オンライン説明会参加申込書
- ・参考資料1 事業概要説明資料(吉野小学校及び吉野北小学校の学校跡地の利活用について)
- ・参考資料2 吉野小学校及び吉野北小学校の参考図

6. 問い合わせ先(宛先)

調査実施機関：(株)建設技術研究所 大阪本社 都市室 PFI/PPP グループ
担当：柳堀、山本
TEL：06-6206-5786(柳堀)、06-6206-5419(山本)
FAX：06-6206-6027(共通)
E-mail：sng-yanagihori@ctie.co.jp(柳堀)、k-yamamoto@ctie.co.jp(山本)

※本調査は、吉野町が「吉野町小学校跡地利活用検討業務」を委託している株式会社建設技術研究所が実施しています。